別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分……平二十二・四・一以後終了事業年度分

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	所管 / 業種目 / 概況書 / 要 / 否 / 別表等	※税務署処理欄
納税地	電話(　　)　－	事業種目	青色申告 / 一連番号
(フリガナ) 法人名		期末現在の出資金の額	円
(フリガナ) 代表者自署押印	㊞	経理責任者自署押印	㊞
代表者住所		旧納税地及び旧法人名等	
		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

整理番号				
事業年度(至)	年	月	日	
売上金額	兆	十億	百万	
申告年月日	年	月	日	
申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分
通信日付印	確認印	省略	年　月　日	
年　月　日		年度処理 直前事業	年　月　日	

平成　年　月　日

翌年以降送付要否　要 ○　否 ○

事業年度分の　申告書

平成　年　月　日

税理士法第30条の書面提出有 ○　税理士法第33条の2の書面提出有 ○

所得金額又は欠損金額(別表四「44の①」)	1		
法人税額(34)又は(37)	2		
法人税額の特別控除額(別表六(六)[27]+別表六(七)[16]+別表六(八)[19]+別表六(十)[23]+別表六(十一)[22]+別表六(十四)[32]+別表六(十七)[24]+別表六(十八)[22]+別表六(二十一)[21])	3		
差引法人税額(2)－(3)	4		
リース特別控除取戻税額(別表六(十二)[30]+別表六(十五)[30]+別表六(十九)[30]+別表六(二十二)[30]+別表六(二十五)[30]+別表六(二十七)[31])	5		
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」+別表三(四)「14」)	6		0 0 0
土地譲渡利益金 同上に対する税額(38)+(39)+(40)+(41)	7		
法人税額計(4)+(5)+(7)	8		0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		
控除税額(((8)－(9))と(45)のうち少ない金額)	10		
差引この申告により納付すべき法人税額(8)－(9)－(10)	11		0 0
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (1)のうち年800万円相当額以下の金額 800万円×12/12	24		0 0 0
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (1)のうち(24)を超え年10億円相当額以下の金額 99,200万円×12/12	25		0 0 0
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円×12/12	26		0 0 0
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 所得金額(1) (24)+(25)+(26)	27		0 0 0
法人税額の計算 上記以外の場合 (1)の金額又は800万円×12/12 相当額のうち少ない金額	28		0 0 0
法人税額の計算 上記以外の場合 (1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(28)	29		0 0 0
法人税額の計算 上記以外の場合 所得金額(1) (28)+(29)	30		0 0 0
土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	38		0
土地譲渡税額の内訳 同上(別表三(二の二)「28」)	39		0
控除税額の計算 所得税の額(別表六(一)「6の③」)	42		
控除税額の計算 みなし配当の25%相当額(別表六(一)「23の計」)	43		
控除税額の計算 外国税額(別表六(二)「21」)	44		
控除税額の計算 計(42)+(43)+(44)	45		
控除税額の計算 控除した金額(10)	46		
控除税額の計算 控除しきれなかった金額(45)－(46)	47		

この申告による還付金額 所得税額等の還付金額(47)	12		
この申告による還付金額 欠損金の繰戻しによる還付請求税額	13	外	
この申告による還付金額 計(12)+(13)	14	外	
この申告が修正申告である場合 この申告前の 所得金額又は欠損金額	15		
この申告が修正申告である場合 この申告前の 課税土地譲渡利益金額	16		
この申告が修正申告である場合 この申告前の 法人税額	17		
この申告が修正申告である場合 この申告前の 還付金額	18	外	
この申告が修正申告である場合 この申告により納付すべき法人税額((11)－(17))若しくは((11)+(18))又は((18)－(14))	19	外	0 0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「2の計」+(別表七(二)「11」、「22」又は「31」))	20		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「3の合計」)	21		
この申告が修正申告である場合 この申告前の 欠損金又は災害損失金等の当期控除額	22		
この申告が修正申告である場合 この申告前の 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23		
(24)の18%相当額	31		
(25)の22%相当額	32		
(26)の26%相当額	33		
法人税額(31)+(32)+(33)	34		
(28)の18%相当額	35		
(29)の22%相当額	36		
法人税額(35)+(36)	37		
土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	40		0 0
土地譲渡税額の内訳 同上(別表三(四)「15」)	41		
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額	48		
決算確定の日	平成　年　月　日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成　年　月　日		
還付を受けようとする金融機関等	銀行 / 金庫・組合 / 農協・漁協 / 本店・支店 / 出張所 / 本所・支所 / 預金 / 郵便局名等		
口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－		
※税務署処理欄			

税理士署名押印	㊞

法 0301-0102